法定検査の実績

(1) 令和3年度から令和5年度の状況

(単位:基)

人槽	令和3年度		令和4	令和4年度		令和5年度	
人帽	7条検査	11 条検査	7条検査	11 条検査	7条検査	11 条検査	
~ 20	2,416	71,549	2,428	72,287	2,139	72,835	
21~100	126	7,281	130	7,320	136	7,296	
101~300	7	1,359	18	1,360	12	1,345	
301~500	1	333	3	326	3	323	
501~	3	446	4	439	1	435	
小計	2,553	80,968	2,583	81,732	2,291	82,234	
合 計		83,521		84,315		84,525	

(2) 法定検査実施状況等の推移

(単位:基)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7条検査	2, 943	2, 726	2, 553	2, 583	2, 291
1 1 条検査	78, 845	80, 484	80, 968	81, 732	82, 234
総検査基数	81, 788	83, 210	83, 521	84, 315	84, 525

令和5年度の法定検査

(1) 7条検査実施状況

(単位:基)

地域機関	7条検査実施基数
桑名	146
四日市(四日市市含む)	257
鈴鹿	323
津	309
松阪	374
南勢志摩(大紀町、志摩市含む)	469
伊賀	217
紀北	68
紀南	128
合 計	2,291

(2) 7条検査判定結果内訳

(単位:基)

地域機関	適正	おおむね適正	不適正	計
桑名	98	11	37	146
四日市 (四日市市含む)	166	50	41	257
鈴鹿	194	72	57	323
津	198	61	50	309
松阪	237	65	72	374
南勢志摩 (大紀町、志摩市含む)	320	91	58	469
伊賀	174	22	21	217
紀北	44	14	10	68
紀南	96	18	14	128
合 計	1,527	404	360	2,291

(3)7条検査における「不適正」判定の主な要因

保守点検が未実施
消毒剤の袋が未開封により処理水と未接触
消毒剤が未充填
かさ上げ高が 30 cmを超えている
合併処理浄化槽で生活雑排水が未接合
処理対象外の汚水が流入している
人槽が処理対象人員より大幅に小さい
ばっ気停止により水質が悪化
槽内空気配管の不良により水質が悪化
送風機が未設置

(4)11条検査実施状況

(単位:基)

北小十六:北松月月	1 1 条検査実施基数			
地域機関	単独合併		計	
桑名	565	2,720	3,285	
四日市 (四日市市含む)	1,695	9,178	10,873	
鈴鹿	791	5,907	6,698	
津	2,150	9,966	12,116	
松阪	2,180	10,790	12,970	
南勢志摩 (大紀町、志摩市含む)	4,770	13,949	18,719	
伊賀	1,503	6,052	7,555	
紀北	1,275	1,851	3,126	
紀南	1,935	4,957	6,892	
合 計	16,864	65,370	82,234	

(5) 11条検査判定結果内訳

(単位:基)

地域機関	適正	おおむね適正	不適正	計
桑名	2,825	296	164	3,285
四日市(四日市市を含む)	7,957	1,825	1,091	10,873
鈴鹿	3,697	1,184	1,817	6,698
津	8,280	2,323	1,513	12,116
松阪	9,676	1,653	1,641	12,970
南勢志摩 (大紀町、志摩市を含む)	11,910	2,244	4,565	18,719
伊賀	6,038	865	652	7,555
紀北	1,831	466	829	3,126
紀南	4,125	878	1,889	6,892
合 計	56,339	11,734	14,161	82,234

(6) 11条検査における「不適正」判定の主な要因

清掃が未実施または回数不足
保守点検が未実施または回数不足
消毒剤が未充填
送風機の不良により水質が悪化
槽内の水位・水流の著しい変動
ろ材・接触材の固定不良
マンホールの不備・不良
漏水している
コンセント抜けや電源ブレーカー切による送風機停止で水質が悪化
消毒剤が処理水と未接触
槽内の汚泥・スカムの著しい堆積
槽内空気配管の不良により水質が悪化
送風機が未設置
槽内水が著しい上昇により槽外に溢れ出ている